

2014年12月16日

ニフティクラウドの情報セキュリティに関する言明

ニフティ株式会社
クラウド事業部長 上野 貴也



当社は、2014年12月16日現在のニフティクラウドを提供するにあたり、「クラウド情報セキュリティ基本言明要件」が想定しているリスクに対して、「2013年版 クラウド情報セキュリティ管理基準」が規定する管理策を、個別詳細管理策に基づいて下記の範囲で整備、実装しています。

なお、当社には、ニフティクラウドのクラウド情報セキュリティに関する管理及び管理状況並びにその評価について責任があります。

【言明内容】

サービス利用不能リスクに関して

ニフティクラウドでは、クラウドの特徴に起因するサービス停止や情報の利用阻害のリスクに対する管理策を行っています。

1. 言明書の対象範囲

(1) 対象サービス

ニフティクラウド

対象範囲は、構内ネットワーク・ハードウェア・仮想化環境および初期提供状態のOSまでのインフラレイヤーとして定義します。

※仮想マシン利用開始後のOSのパッチ等の更新、個別の仮想マシンのウイルス対策等については利用者側に更新責任が生じます。

(2) 対象リスク

クラウドの基本リスク

セキュリティ要件/ リスクカテゴリー	リスク要因	
【可用性】 サービス提供ができなくなるリスク (利用者が利用したい時に、提供できないことを含む)	リソースの事前準備、動的割当が不足し、増大する利用者需要に対応できない	H04

(3) 基本リスクに対応したクラウド情報セキュリティ管理策

対象リスク	項目番号	クラウド情報セキュリティ管理策
H04	6.3.1	要求されたシステム（クラウドサービスの提供にかかわるもの及びクラウドサービスを提供するものを含む。）性能を満たすことを確実にするために、資源の利用を監視・調整し、将来必要とする容量・能力を予測する。また、クラウド利用者に割り当てた資源の容量・能力を把握し、監視・調整する手段をクラウド利用者に示し、提供する
H04	7.6.2	取扱いに慎重を要するシステム（クラウドサービスの提供にかかわるもの及びクラウドサービスを提供するものを含む。）は、専用の（隔離された）コンピュータ環境をもつ。また、取扱いに慎重を要するシステムをクラウドサービスとして提供される場合、専用の（隔離された）コンピュータ環境上にシステムを構築する機能を、クラウド利用者に提供する

上記管理策は「クラウド情報セキュリティ管理基準」の管理策基準より抽出。

2. 特記事項

- ① ISMSの規格である「ISO/IEC27001:2013, JIS Q 27001:2014」を取得済(認証登録番号IS 539356)であり、以下の項目については当言明の対象外とする。
 - ・ ガバナンスに関する管理策
 - ・ マネジメントに関する管理策
 - ・ 「その他一般的に対応が期待されるリスク」に対する管理策
 - ・ 事業者として実施すべき一般の管理策
- ② H04以外のクラウド固有のリスクについては当言明の対象外とする。

以上